

瀬戸市深川小学校跡地を中心とした周辺地域活性化検討等支援業務委託 仕様書

1 業務名

瀬戸市深川小学校跡地を中心とした周辺地域活性化検討等支援業務委託
(以下「本業務」いう。)

2 趣旨及び目的

現在未活用の深川小学校跡地を中心とした周辺地域において、これまで安心できる地域づくりに取り組んできた自治会や団体とのつながりを活かしながら、地域住民が世代を超えて交流し、多世代が子育てに関わることができ、年齢や性別にかかわらず、働くことや起業・創業に挑戦できるまちづくりを進めるために(仮称)深川小学校跡地を中心とした周辺地域コンセプトプラン(以下「コンセプトプラン」)を作成することといたしました。地域住民や様々な関係者とともにコンセプトプランを「共創」しながら作成し、このコンセプトプランを基に地域住民、民間企業、大学、商店街など本市と関わる多くの方が多様な形で交流し、地域活性化、新たな賑わいの創出の場となる交流拠点を整備します。

新たな交流拠点では、市外の関係者とも連携し、地域の活性化や課題解決を促進し、地域の賑わいの創出を図るとともに、持続可能なまちづくりを進めていきます。

3 業務内容

本業務の趣旨及び目的を踏まえ、深川小学校跡地を中心とした周辺地域におけるコンセプトプランを作成する。コンセプトプランを作成するために、深川小学校跡地及びその周辺地域について現況を整理し、深川小学校跡地及びその周辺地域の活用に関するニーズの調査等を行う。

(1) 対象施設(対象地)の現況整理

ア 対象施設(対象地)は瀬戸市立深川小学校跡地、深川公民館、宮前公園とする。
(別図参照)

イ 深川小学校跡地及びその周辺地域に関わる関連情報の整理

人口、産業構造、近隣施設、直近の進出企業の状況など、跡地等活用に当たって参考となる情報等の整理をする。

(2) 深川地域住民及び関係人口等を対象とした対象施設(対象地)に関するニーズ調査

フィールドワークやワークショップ等を通して、深川地域住民及び関係人口等を対象とした深川小学校跡地及びその周辺地域の活用に関するニーズの調査を行う。ニーズ調査を行うための手法(フィールドワーク、ワークショップ等)については

限定しないが、本業務を実施する上で有効であると考える手法を用いて2回以上実施すること。どのような内容を行うかについては、企画提案書に記載すること。

(3) 利活用の意向がある企業等のニーズ調査

ア 利活用の意向がある企業等（地域団体を含む）を対象としたヒアリング調査等、深川小学校跡地等活用に当たっての利用方法や条件を把握する。

イ 建物が解体され更地となった場合でのニーズを含め、調査すること。

(4) コンセプトプランの作成

3(1)(2)(3)を踏まえて深川小学校跡地及び周辺地域のコンセプトプランを作成する。瀬戸市の財政状況や、今後予想される人口構造及び公共施設等のあり方の変化等を踏まえた上で持続可能となる、新たな交流拠点のテーマや目指すべき方向性を示す。

コンセプトプランは文章のみではなく、イメージパース等も用いて誰もが共通のイメージを持てるものとする。

(5) 整備に必要な費用算定

4 成果品及び提出物

(1) 受注者は契約締結後に発注者と本業務の実施方針を協議の上、実施計画書（作業体制及び実施スケジュール等）を提出すること。

(2) 受注者は、本業務の成果をまとめた成果品を作成し、納品するものとする。

(3) 成果品については、発注者の検査を受け合格しなければならない。

(4) 成果品は全て発注者に帰属し、受注者は発注者の許可なく複製、使用及び流用をしてはならない。

(5) 成果品の内容については発注者と受注者協議のもと決定するものとする。なお、本業務における成果品については次のとおりとする。

ア コンセプトプラン

コンセプトプランには、新たな交流拠点及びその周辺地域のイメージパースを含むものとする。

イ アの概要版

ウ 各種ヒアリング調査、ワークショップ等を実施したレポート

エ 利活用の意向がある企業等を対象としたヒアリング調査等を実施したレポート

オ 整備するために必要と思われる費用を記載した概算費用算定書

(6) (5) オの提出期限は令和8年10月30日までとする。その他の成果品については、契約終了までに提出することとする。

5 その他

(1) 具体的な本業務の実施方針等については、プロポーザル方式の手続きにおいて提

出された企画提案内容を基に受注者と発注者協議の上、決定するものとする。

(2) 受注者は、本業務の実施にあたり、関係法令等を遵守しなければならない。

(3) 受注者は、本業務の遂行によって知りえた事項を発注者の許可なしに第三者に漏らしてはならない。

(4) 本仕様書に定めのない事項が生じたとき、本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、その他必要があるときは、発注者と受注者が協議するものとする。

